

## 様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	J A 北海道厚生連 旭川厚生看護専門学校
設置者名	北海道厚生農業協同組合連合会

### 1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
	看護学科 (3年課程)	夜・通信	2,840時間／94単位	240時間／9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

### 2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表 <a href="https://www.dou-kouseiren.com/school/asahikawa/about/tbeivo00000000j5.html">https://www.dou-kouseiren.com/school/asahikawa/about/tbeivo00000000j5.html</a>
---

### 3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	J A 北海道厚生連 旭川厚生看護専門学校
設置者名	北海道厚生農業協同組合連合会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	旭川厚生看護専門学校運営協議会
役割	<p>旭川厚生看護専門学校運営協議会規程</p> <p>看護教育の充実、学校の円滑な運営を図るために行い、以下の事項について報告、協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校の運営及び管理に関するこ</li> <li>2. 教育計画の企画及び管理に関するこ</li> <li>3. 入学、卒業に関するこ</li> <li>4. 前各号に掲げるもののほか、旭川厚生看護専門学校の運営に関し 学校長が必要であると認めた事項（教育課程、学生の進路指導、 学校評価 等）</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員 北海道厚生農業協同組合連合会 常務理事、人事部長、教育課長、 看護管理課長 旭川厚生看護専門学校 校長、副校长、事務長、教務管理科長、 教務科長、教務係長 旭川厚生病院 事務部長、看護部長</li> <li>・年1回の開催</li> </ul>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
北海道厚生農業協同組合 連合会 常務理事	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日	設置主体の常務理事
旭川厚生病院事務部長	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日	主な実習病院の事務部長
旭川厚生病院看護部長	令和4年4月1 日～令和7年3 月31日	主な実習病院の看護部長
(備考)		

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	J A北海道厚生連 旭川厚生看護専門学校
設置者名	北海道厚生農業協同組合連合会

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

各授業科目の目標に基づいて授業内容を抽出し、講師と共に授業内容を検討している。基礎分野については高等学校の指導要領等も参考に、既習の学習内容を専門分野の学修に繋げられるよう組み立てている。専門分野においては、実務経験のある教員から臨床実践能力の基礎となる知識・技術に加え、実際に医療現場の内容を検討し、講義・演習・実技に取り入れている。

学修の到達目標、授業内容と方法、評価方法及び評価基準を授業概要(シラバス)として、年度当初に配布し、学生は学修活動に活用している。

### 授業計画書の公表方法

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学生の単位修得状況、出席状況を2期(前期・後期)に分けて把握し、学修状況を把握している。その状況と学年別到達目標に基づき、定期面談を年2回行い、学修に対する意欲及び学修課題を学生と共有し、学習支援に繋げている。

学修評価は、講義科目は筆記試験及びレポート等で学修到達を評価している。実技及び演習科目は、実技試験及び技術の基礎となる知識を問う筆記試験の両者で評価する。学修過程では個別指導を行い単位修得に向け指導している。実習科目は、臨地実習評価基準に基づき、看護の対象理解・看護過程の展開・学習者としての資質を評価している。

いずれの試験も、受験資格は3分の2以上の出席を必要とする。

卒業に当たっては、最終実習(統合実習)のケースレポートと最終演習(統合演習)の評価を、卒業時の臨床実践能力の評価に位置付けている。

各試験、評価結果と出席状況等を勘案し単位認定し、各学年終了時に単位修得状況及び出席状況を保護者に通知している。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

### 旭川厚生看護専門学校G P A評価基準

#### 1. 成績評価の仕方

当校では、以下の方法により成績評価を行っています。科目ごとの評価方法は異なり、詳細はシラバスに記載しています。

#### 2. 成績評価基準とG P A評価

成績評価は100点満点とし、素点をA、B、C、Dで評価します。  
それぞれの基準は次のとおりです。

評 点	100～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
成績表示	A	B	C	D
G P (Grade Point)	3.0	2.0	1.0	0.0
合 否	合格	合格	合格	合格

GPA : GP の平均を求めたものが GPA です。

#### 3. G P A評価 (Grade Point Average)

当校では、2019年度からG P A制度を導入しています。G P Aとは成績評価指標の一つであり、修得単位数の水準を知るうえで参考になるものです。

履修科目全体の成績評価の平均であるG P Aによる、年度の評価として当該学年の順位を決めます。成績下位の者には必要時指導をします。

#### 4. G P Aの計算方法は以下のとおりです。

$$G P A = \{(各科目Aの単位数 \times G P 3.0) + (各科目のBの単位数 \times G P 2.0) + (各科目のCの単位数 \times G P 1.0)\} \div \text{成績評価を受けた総授業数科目の合計単位数}$$

評点	100～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
成績表示	A	B	C	D
GP(Grade Point)	3.0	2.0	1.0	0.0
合否	合格	合格	合格	不合格

GPA : GP の平均を求めたものが GPA です。

客観的な指標の算出方法の公表方法	「成績指標（学年順位の算出方法）」は学校事務局に備え付け閲覧及び配付する。
------------------	---------------------------------------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定の方針

1. ディプロマポリシー

本校は、以下の資質と能力を身につけ所定の単位を修得したものに卒業を認定し、専門士を授与します。

- 1) 優しさや思いやりの心をもって、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く捉える力を持つことができる
- 2) 多様な文化的背景や価値観をもつ人と、人間関係を築くためのアサーティブなコミュニケーションが図ることができる
- 3) 専門職業人としての自覚と責任をもち、生命の尊厳と対象の意思決定を支えることができる
- 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断のための基礎を身につけている
- 5) 健康の保持・増進、疾病予防および健康の回復に向けて、対象の個別性や健康状態の変化に合わせた看護実践ができる
- 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割および、他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々への看護を実践することができる
- 7) 生涯学習者として、看護に関する問い合わせをもち、学び続けることができる

2. 学則 25 条 以下の要件を満たす者には卒業を認定し、卒業証書及び称号授与書を授与する。

- 1) 本学に 3 年以上在学した者

- 2) 卒業認定に必要な単位を修得した者

卒業時に必要な単位、基礎分野 14 単位、専門基礎分野 23 単位、

専門分野 68 単位、合計 105 単位

3. 卒業認定は以下の手順による。

- 1) 各科目の評価は、講義担当者が筆記試験、レポート評価、実技、実習評価等により行う。
- 2) 各学年において単位認定会議を実施し、教育課程に基づき履修すべき科目の単位習得状況を確認する。
- 3) 卒業年度(2月)に卒業認定会議を開催し、最終の 23 単位修得、出席状況等を確認し卒業認定を行う。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

「卒業の認定に関する方針」は学校事務局に備え付け閲覧  
及び配付する。

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	J A 北海道厚生連 旭川厚生看護専門学校
設置者名	北海道厚生農業協同組合連合会

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校事務局に備え付け閲覧及び配付する。
収支計算書又は損益計算書	学校事務局に備え付け閲覧及び配付する。
財産目録	対象外
事業報告書	学校事務局に備え付け閲覧及び配付する。
監事による監査報告（書）	学校事務局に備え付け閲覧及び配付する。

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療関係		医療専門課程	看護学科	○		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習 実験 実技	
3年	昼	3,080 単位時 ／105 単位	2105 単位 時間/81 単位	45 単位時 間/1 単位	930 単位 時間/230 単位 単位時間 /単位	
			3080 単位時間／105 単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数 総教員数	
240 人		201 人	人	20 人	90 人 110 人	

#### カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

##### （概要）

社会情勢や医療・看護の動向と現状から卒業時に求められる臨床実践能力を検討、講義・演習・実技・実習を計画し、授業概要（シラバス）に授業内容と方法と到達目標、評価方法及び評価基準等を記載し、年度当初に学生に配布している。

##### 成績評価の基準・方法

##### （概要）

1. 成績評価は次の項目について行う

- (1) 学科試験
- (2) 実習
- (3) 出席状況

2. 各科目の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。

評価は以下の4段階評価とする。

評点	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
成績表示	A	B	C	D
GP(Grade Point)	3.0	2.0	1.0	0.0
合否	合格	合格	合格	不合格

GPA : GP の平均を求めたものが GPA です。

卒業・進級の認定基準	
(概要)	
進級は各学年で設定された履修単位を認定されていること。卒業認定基準は教育課程として設定している 105 単位すべての履修単位を認定されていることを、単位認定会議、卒業認定会議で確認し、進級・卒業を認定する。	
学修支援等	

(概要)  
学修成績や学修意欲を把握し、学生との面談を実施。その情報は保護者とも共有し支援に繋げている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
61 人 (100%)	0 人 ( 0%)	60 人 ( 98.4%)	1 人 ( 1.6%)
(主な就職、業界等)			
医療機関			
(就職指導内容)			
1. 就業にあたっての目標や看護観を明らかにして就職活動に望むこと。 2. インターシップや病院見学においては社会人としての態度で臨むこと。 3. 労働環境や継続教育体制等の視点を明確にし、情報収集すること。			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
卒業時に得られる資格			
1. 看護婦国家試験受験資格 2. 保健師・助産師・養護教諭養成機関への受験資格 3. 専門士（医療専門課程）の称号 4. 大学への編集資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
201 人	8 人	4 %
(中途退学の主な理由)		
学力が及ばず進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
1. 個々の学生の学修状況を把握し、習得を支援する。 2. 保護者とも連携し、学修環境の調整を図る。 3. 学年毎に個人面談を行い、継続を支援する。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	100,000 円	480,000 円	400,000 円	教科書等預り金 30 万円、 実習経費 10 万円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
北海道厚生連奨学金制度				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 <a href="https://www.dou-kouseiren.com/school/asahikawa/about/tbeivo00000000j5.html">https://www.dou-kouseiren.com/school/asahikawa/about/tbeivo00000000j5.html</a>									
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)									
<p>1. 学校関係者評価は、自己評価の結果に基づいて教育目標や教育環境等について評価を行い、医療分野の関係者等と共に、学校や地域等が学校の現状と課題について共通理解を深め、その結果に基づき改善を図り、学校運営の改善を促進することを目的として行う。</p> <p>2. 学校関係者評価の実施方法</p> <p>(1) 自己評価を基に改善をすすめる。 本校の教育目的・目標の実現を目指して、教職員が行った自己評価項目の結果を基に、改善する課題の共通理解を深めて、学校運営の改善に繋げる。</p> <p>(2) 学校関係者評価の評価項目 (自己点検・自己評価項目)</p> <p>1) 学校運営 2) 教育課程・教育活動 3) 入学・卒業対策 4) 学生生活への支援 5) 管理運営・財政 6) 施設設備 7) 教職員の育成 8) 広報・地域活動</p> <p>(3) 学校関係者評価の実施</p> <p>1) 原則として年に1回開催する。 2) 直近に実施した自己点検・自己評価の結果を基に討議する。</p>									
学校関係者評価の委員									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JA 北海道厚生連 旭川厚生病院</td> <td>令和4年4月1日～ 令和7年3月31日</td> <td>看護師・看護部長 (実習施設代表)</td> </tr> <tr> <td>JA 北海道厚生連 網走厚生病院</td> <td>令和4年4月1日～ 令和7年3月31日</td> <td>看護師・看護部長 (講師代表)</td> </tr> </tbody> </table>	所属	任期	種別	JA 北海道厚生連 旭川厚生病院	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	看護師・看護部長 (実習施設代表)	JA 北海道厚生連 網走厚生病院	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	看護師・看護部長 (講師代表)
所属	任期	種別							
JA 北海道厚生連 旭川厚生病院	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	看護師・看護部長 (実習施設代表)							
JA 北海道厚生連 網走厚生病院	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	看護師・看護部長 (講師代表)							

**学校関係者評価結果の公表方法**

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページにて公表

<https://www.dou-kouseiren.com/school/asahikawa/about/tbeivo00000000j5.html>

**第三者による学校評価（任意記載事項）**

**c ) 当該学校に係る情報**

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページにて公表

<https://www.dou-kouseiren.com/school/asahikawa/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合は、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H101320400090
学校名	J A 北海道厚生連 旭川厚生看護専門学校
設置者名	北海道厚生農業協同組合連合会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		29人	24人	24人
内訳	第Ⅰ区分	20人	16人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				24人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	-			
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)				
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況				
「警告」の区分に連続して該当	-			
計	-			
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期	

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	-
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	-
年間計	
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)			
G P A等が下位4分の1	-		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況			
計			
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。